

## 地域環境力創造戦略（案）について

### 地域環境力創造戦略の背景・目的・基本的考え方

地球規模の環境問題が深刻化する中、ヨハネスブルグサミットにおいて我が国が表明した「小泉構想」（開発・環境面での人材育成等の具体的支援策）及び同サミットで合意された「実施計画」や「持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言」などの実施を通じ、持続可能な環境・経済・社会の実現に向けた取組が喫緊の課題。

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然との共生等多様な課題に対応し、持続可能な社会を形成するためには、国民、事業者、民間団体、行政等あらゆる主体が協力・連携を図りながら自発的・積極的に環境保全活動に取り組む必要があるが、現在は足元からの取組が不足しており、また NPO 等民間団体、住民の活動や各主体が協力して一体となった取組も不十分である。

このため、それぞれの地域において、あらゆる主体が自発的積極的に地域の環境問題へ対応する基盤・ポテンシャル（地域環境力）を総合的・戦略的に創造・強化していく。具体的には、人材の育成、活動を担う団体の増加・活性化、住民、民間団体等と行政との連携強化などを目指し、必要な法整備や諸施策の実施を図る。

具体的な展開に向けて、自発性の尊重、透明性の確保、持続性への配慮、広いパートナーシップの形成などを基本的な考え方として行う。

### 自発的な環境保全活動を支える地域環境力基盤の整備

国民一人一人の自発的積極的な環境保全活動の促進に欠かせない次の 5 つのポイントについて、国及び地方公共団体が一体となって着実かつ計画的な整備を進めることにより、環境保全活動全般のレベルアップを図る。

- 【人材】 研修の充実などにより環境保全活動に携わる人材を育成・確保し、効果的な活用を図るシステムを構築するとともに、国民の意識改革のため、学校教育、社会教育、家庭教育との連携を図る。
- 【拠点】 情報交換や交流、NPO 設立支援、環境学習等の場としての拠点（地域環境保全活動センター）を、既存施設の活用を含めて整備する。
- 【情報】 人材や助成等の環境関連の情報データベースを整備し、広く提供する。
- 【資金】 地球環境基金による重点的・効果的な助成の充実を図るとともに、NPO 法人に対する税制優遇措置を拡充する。
- 【ネットワーク】 各主体が参画する国民運動を推進するため全国評議会を設立するとともに、海外とのネットワークを構築する。

## 地域における協働の促進

上記のような環境保全活動の全般的なレベルアップに加え、協働による自発的・積極的な環境保全活動の受け皿として、活動内容に応じ支援メニューを用意する。

### 【協働のきっかけ、広がりのお機会の提供】

地域環境保全活動センターなどを通じ、協働による活動を始めようとする者、参加した者に、活動のきっかけ、お機会の情報等を提供する。

### 【協働による活動の実施の促進】

既に実施段階にある活動について、地域環境保全活動センターに登録することなどを通じて支援し、協働に基づく環境保全活動を充実させ、活動持続への道筋をつける。

### 【自立的な協働活動実施のための組織体（環境創造リーグ（仮称））】

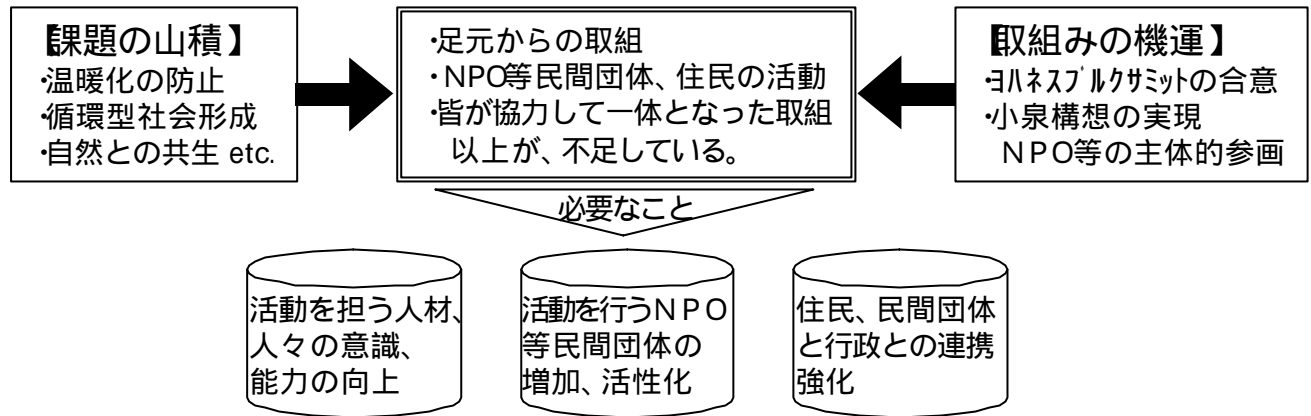
各主体が広く参加し自立して協働活動を実施する組織体の仕組み及びそれに対する支援措置を整備し、自立・協働による活動の実現を図る。

- ・環境創造リーグは、多様な主体の参加、具体的な活動計画の策定、しっかりした事務局の設置、合議による意思決定などにより、協働に基づく自立的な活動を目指すもの。

### 【土地、建物等の提供、維持管理に関わる様々なNPO等が行う協働活動の促進】

協働による活動の目的、基盤となる土地、建物等の適切な確保、維持管理のための措置を検討する。

# 地域環境力創造戦略 (案)



あらゆる主体が、自発的積極的に地域の環境問題に対応する基盤・ポテンシャル=地域環境力を総合的、戦略的に創造、強化。また、各主体の協力・連携も推進。

## 必要な予算措置、環境保全活動法 (仮称) の整備

基本的考え方: **自発性の尊重**、**透明性の確保**、**持続性への配慮**、**広いパートナーシップ** etc.

## 自発的な環境保全活動を支える地域環境力基盤の整備

国、地方自治体が一体となって、下記の措置を実施。

### 人材

人材の体系的育成 確保と活用 行政による委嘱 登録  
 人材育成のための研修システムの充実 強化  
 子供たちのための能力プログラムの整備、学校教育、社会教育、家庭教育との連携



**環境保全活動リーダーの計画的な養成、環境を大切にし、自ら取組む国民意識の育成**

### 拠点

情報交換、活動の交流、相談、NPO設立支援、環境学習等のための地域拠点の整備  
 地球環境パートナーシッププラザ・地方環境対策調査官事務所の充実・活用



**地域環境保全活動センターの計画的な整備**

### 情報

活動事例、助成、人材、環境知識、イベント等の環境情報データベースの整備 提供

### 資金

NPO等民間団体に対する地球環境基金による助成の重点分野についての拡充  
 NPO法人に対する税制上の優遇措置の拡充

### ネットワーク

各主体が参画する国民運動の推進、政府への政策提言等を行う全国評議会の設立  
 海外とのネットワークの構築

# 地域における協働の促進

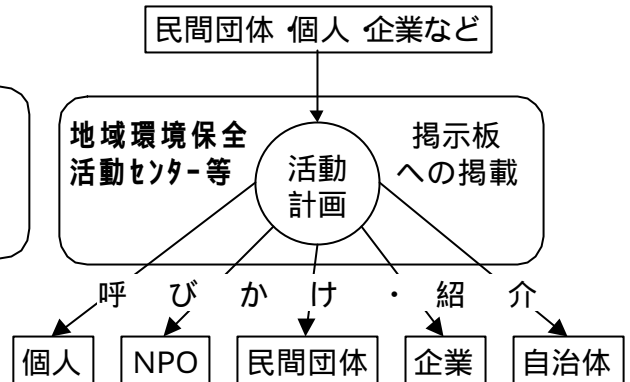
協働の形態に応じたメニューを用意

## 協働のきっかけ、広がりのお機会の提供

地域環境保全活動センターなどを通じた協働のきっかけ、広がりのお機会の提供。

- ・参加者を広く募るため、活動計画を地域環境保全活動センター等の掲示板に掲載
- ・環境保全活動をする人に参加の場を呼びかけ、紹介

新たな協働による活動が地域に生まれ、広がっていく。

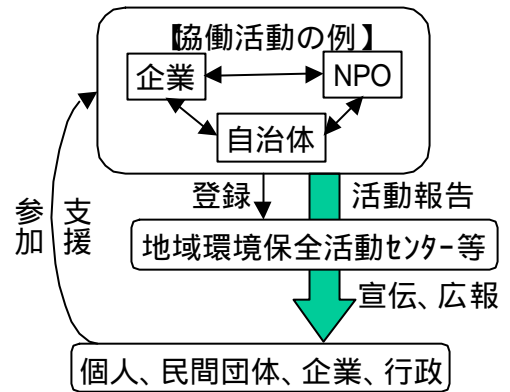


## 協働による活動の実施の促進

地域環境保全活動センターなどを通じた協働の活動の実施支援。

- ・活動計画、実績報告の宣伝、広報
- ・自治体、企業等による活動の場の提供
- ・公的セクターによる活動費助成

活動の認知度の向上、説明責任の達成、活動の場の確保等を通じ、協働による活動の充実、活動の持続が図られる。



## 自立的な協働活動実施のための組織体 (環境創造リーグ (仮称))

各主体が広く参加し、自立して協働活動を実施する組織体 (客観的要件に合致するもの) への支援

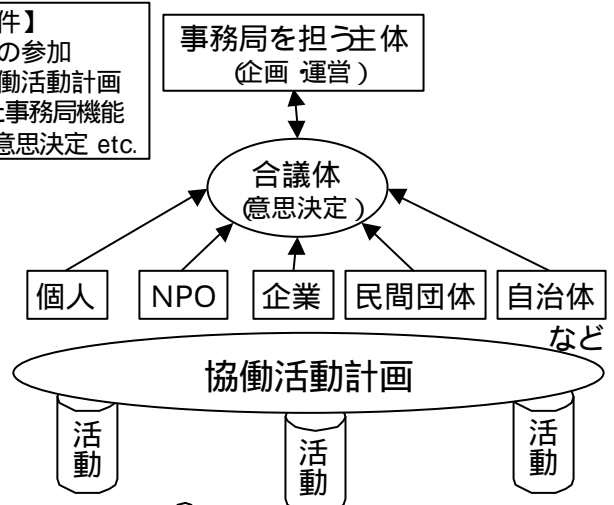
【組織体の要件】  
 ・多様な主体の参加  
 ・具体的な協働活動計画  
 ・しっかりした事務局機能  
 ・合議による意思決定 etc.

事務局を担う主体 (企画・運営)

### 更なる支援

- ・立ち上がり期の運営費助成
- ・公的セクターによる活動助成、事業委託
- ・税制上の更なる優遇措置 etc.

協働による活動がしっかりとした組織を持ち、自立的継続的に展開される。



## 土地、建物等の提供、維持管理に関わる様々なNPO等が行う協働活動の促進

## <人材の育成、確保、活用について>

### 【現状】

国や都道府県は、地球温暖化や自然保護、環境教育等それぞれの分野において推進員、指導員、アドバイザー等といった人材を育成・確保してきている。また、独自の人材育成制度を運営している民間団体の数も少なくない。

#### 《国の制度》

環境カウンセラー（約 3000 人）、地球温暖化推進員（約 1900 人）、自然公園指導員（約 3000 人）、パークボランティア（約 1700 人）ほか

#### 《地方公共団体の制度》

都道府県、政令市における環境アドバイザー（約 2300 人）、環境リーダー（約 10000 人）

### 【課題】

- ・横の連携がない。
- ・人材のレベル、活動分野が整理されておらず適切に活用できない。
- ・登録された人材の能力向上のための研修が、能力、分野等に応じてシステム的に行われていない。

### 【施策の検討方向】

- (1) 国は、それぞれの人材育成制度を活かしながら、自発的な環境保全活動を活性化する観点から、各府省、都道府県、民間団体等が運営する各種の人材登録・研修制度について調査を行い全体を整理、公表し、相互活用を図る。
- (2) 分野別レベル別に求められる能力に対応した人材を育成するシステムを構築する。普及啓発、研修、インターンシップ等多様な育成形式で行う。地球環境基金等の公的な仕組みだけでなく、民間等の行う育成システムの活用も検討する。  
求められる能力・・・ 熱意、 知見、 識見（分野別専門知識） 組織運営能力、 組織間、 分野間等のコーディネート能力
- (3) 国として、各地域の実情を熟知した人材を通じ、国民と協力して具体的な施策を進める観点から、一定のレベルを有する者を登録又は委嘱する仕組みを検討。

環境保全活動に係る専門的知識や活動経験等一定の基準を満たす人材を環境保全活動推進員（仮称）として委嘱し、行政と協力しながら国民へ助言、相談等を行う。その育成を図るため、定期的に研修を行う。

#### （環境保全活動推進員の業務の例）

- ・地域の自然環境や環境保全活動の状況の把握
- ・市民や事業者の自発的な環境保全活動に対する助言・相談
- ・自発的な環境保全活動の実施や自発的な環境保全活動を行う者等への支援
- ・パブリックコメントや政策提言等への意見提出
- ・環境アクターからの相談への対応

環境保全活動に係る一定の知識と熱意を有する者をその申請に基づいて環境アクター（仮称）として登録し、専門性をもって民間で活動していただく。そのレベル向上のため、環境保全活動関連情報を提供していく。

## < 拠点について >

【現状】 環境省の機関として、地球環境パートナーシッププラザ、地方環境対策調査官事務所（全国 9 カ所）

拠点を整備している都道府県・政令指定都市数：16 団体

【課題】 国及び地方公共団体が個々に整備しているが、十分な数が確保されているとは言えず、ネットワーク化を図る必要もある。

【施策の検討方向】 環境保全活動の実施に関する情報、交流、学習等の拠点として、既存施設の活用を含め、地域環境保全活動センターを整備・確保する。  
地球環境パートナーシッププラザや地方環境対策調査官事務所の充実・活用を図る。

## < 情報について >

【現状】 個々のホームページによる情報発信は行われているが、総合的なデータベースが整っていない。

【課題】 活動規模を拡大し、内容を深化させていくためには、助成制度についての情報や事例紹介など有益な情報が利用しやすい形で提供される必要がある。

【施策の検討方向】 活動事例や助成、人材、環境知識等に係る情報を総合的に整備し、地域環境保全活動センター等の拠点等を通じて幅広く情報提供できる体制を整える。

## < 資金援助について >

【現状】 地球環境基金（平成 13 年度までの 9 年間で、延 1,740 件、約 62 億円の助成）や一部の都道府県・政令指定都市の地域環境保全基金、企業が設立した助成財団等による資金援助が行われている。

【課題】 資金不足が活動を制約する大きな要因である。また、資金の調達先が公的な助成や補助等に偏っている。

【施策の検討方向】 地球環境基金による助成の重点化及び拡充を図るとともに、NPO 法人に対する認定要件（パブリックサポートテスト）の緩和を求めるとして税制上の優遇措置を図り、幅広い資金基盤確保を目指す。

## <地域における協働の促進について>

### 【現状】

- ・ N P O、地方公共団体、事業者等の様々な主体が、地域においてそれぞれ独立して環境保全活動を展開する例がほとんどである。
- ・ 一方、京のアジェンダ21フォーラムや、霞ヶ浦におけるアサザプロジェクトなどに見られるように、N P Oと行政、事業者等が協働で活動を進める事例が出てきている。
- ・ 地方公共団体を中心として、パートナーシップ推進協議会等の各主体の参加した協議体を設ける例も増えてきている。37の都道府県・政令指定都市に協議会等が設立されている。

### 【課題】

- ・ N P O等民間団体、地方公共団体、事業者等のさまざまな主体の間で互いに協力・連携が十分に図られていない。
- ・ N P O等民間団体が単独で活動するため、活動の広がりには欠けるケースもあり、活動のより広い展開、継続、連携が困難である。
- ・ 協議体については、行政が主導し、行政に人的・資金的に依存しているケースも多く、あらゆる主体の参画や自発的な活動の展開に欠ける。

### 【施策の検討方向】

地域において、多様な主体が参画した協働による自発的な環境保全活動を推進するため、以下のような協働を促進する措置を検討する。

#### (1) 協働のきっかけ、広がりのお機会の提供

協働のきっかけや活動の展開の機会を提供するため、以下のような仕組みを整備する。

- ・ 多様な主体の参加による活動を行おうとする者は、地域環境保全活動センター等の掲示板等にその活動計画を掲載できるようにし、地域環境保全活動センター等がこれを広く広報する。
- ・ 地域環境保全活動センターは、協働に基づく活動に参加する意欲のある者に、掲載されている活動のうち参加可能なものを紹介、参加への呼びかけを行う。

## ( 2 ) 協働による活動の実施の促進

実施に移された活動について、地域環境保全活動センター等を通じ、以下のような支援等を講じ、活動の認知度向上や説明責任達成の手助け、活動の場の確保等を図り、活動の実施を促進する。

- ・地域環境保全活動センター等に、申し出により活動を登録できるようにし、その登録された活動について、活動計画や活動報告の公表・広報、地球環境基金による活動費助成、自治体・企業等による施設提供の促進などの措置を講じる。

## ( 3 ) 自立的な協働活動実施のための組織体（環境創造リーグ（仮称））

自立的な協働による活動を促進するため、各主体が広く参加し、自立して協働活動を実施する組織体（環境創造リーグ）の仕組みを整備する。

- ・環境創造リーグは、具体的な事業計画、専任の事務局、参加者の意志決定ルールなどきちんとした基盤をもって、自立的、継続的に活動を実施しようとする組織体とする。客観的要件に合致すると公的に認められたものについて、その活動を支援するため、立ち上がり期間の事務局運営費の一部助成、活動助成、税制上の優遇措置（広域性要件の緩和、みなし寄付金制度の新設）等の措置を講じる。

## ( 4 ) 土地・建物等の提供・維持管理に関わる様々なNPO等が行う協働活動の推進

- ・協働による活動の目的、基盤となる、土地・建物等の適切な確保・維持管理のための措置を検討する。